

木材利用の促進に関する基本計画



目次

第1	木材利用の促進に関する基本計画について	1
1	基本計画の位置づけ	
2	建築物等における木材の利用の促進の意義	
第2	前計画期間における木材利用促進の取組	3
1	木造・木質化の推進	
2	木造建築技術者等の確保及び育成	
3	木材利用の普及啓発	
4	県産木材利用技術の開発	
第3	木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	5
1	木造・木質化の推進	
(1)	県の公共建築物における木造・木質化の推進	
(2)	民間非住宅建築物における木造・木質化の促進	
(3)	住宅における県産木材の利用促進	
(4)	木造・木質化に関する技術の普及	
(5)	木製備品の導入推進	
2	県の公共工事における木材の利用	
3	木造建築技術者等の確保及び育成	
4	木材の有効利用	
5	木材利用の普及啓発	
6	県産木材利用技術の開発	
7	建築物木材利用促進協定制度の活用	
(1)	建築物木材利用促進協定制度の周知	
(2)	建築物木材利用促進協定締結による木材利用の促進	
第4	木材の利用に関する目標	8
第5	県産木材の利用の促進及び供給に関する基本的事項	9
1	県産木材の優先利用	
(1)	県における県産木材の利用	
(2)	民間等における県産木材の利用	
2	県産木材の安定供給の促進	
(1)	県産木材の生産の促進	
(2)	あいち認証材制度の活用	

第6	県産木材の利用及び供給に関する目標	10
第7	その他木材の利用の促進に関する必要な事項	10
1	市町村、関係団体等との連携	
2	建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項	
3	木材の利用の促進のための庁内連絡会議に関する事項	
4	計画期間等	

第1 木材利用の促進に関する基本計画について

1 基本計画の位置づけ

この計画は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項及び愛知県木材利用促進条例（令和3年愛知県条例第38号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、建築物等における木材の利用の促進の意義、木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、木材の利用に関する目標、県産木材の利用の促進及び供給に関する基本的事項、県産木材の利用及び供給に関する目標等を定めるものである。

なお、本計画は、「食と緑の基本計画2030」に基づく、農林水産分野の個別計画に位置づけるものである。

2 建築物等における木材の利用の促進の意義

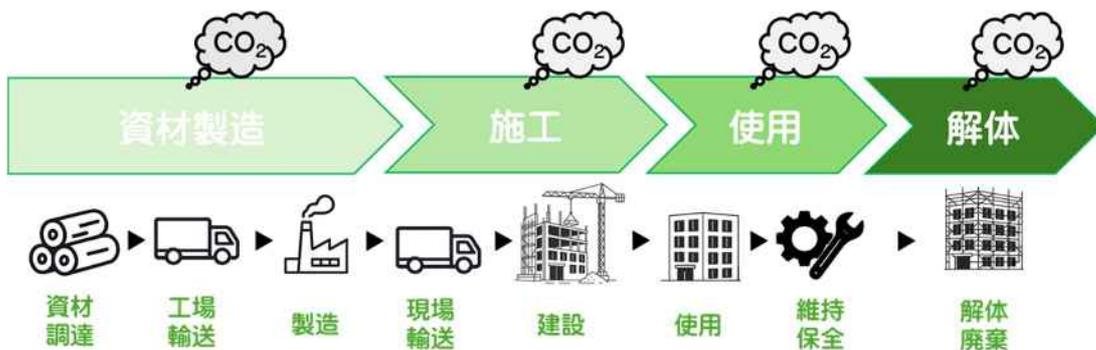
国際連合におけるSDGsの採択や脱炭素社会の実現に向けた取組など、地球環境や社会・経済の持続性への意識が高まっている。



<木材利用はSDGsの17の目標のうち、7つの目標に貢献>

木材は、樹木が吸収した二酸化炭素を炭素として長期間、貯蔵するとともに鉄やコンクリート等の資材と比べて製造時のエネルギー消費が少なく抑えられる。また、再造林により再生が可能であるなど、地球環境への負荷が少ない資源であることから、木材を用いた建築が注目されている。

さらに、国では建築物LCA（ライフサイクルアセスメント）の制度化やSHK（温室効果ガス排出量算定・報告・公表）制度の見直しを検討されており、これらの制度が開始されることで、建築物の木造・木質化の促進が期待される。



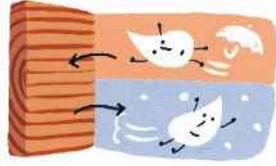
<建築物LCAのイメージ>

建築物の建設から解体までのライフサイクル全体における温室効果ガスの排出量を算定。

加えて、木材の利用の効果として、木には人の心理や身体に優しく働きかける、あるいは学習や生産性をあげるなど、さまざまな効能が科学的に実証されている。



<ストレスを和らげる効果>



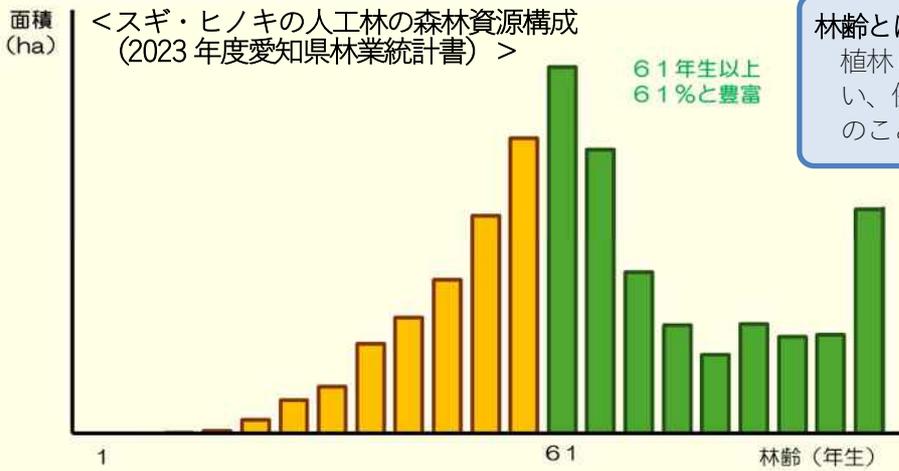
<木材の調湿効果>



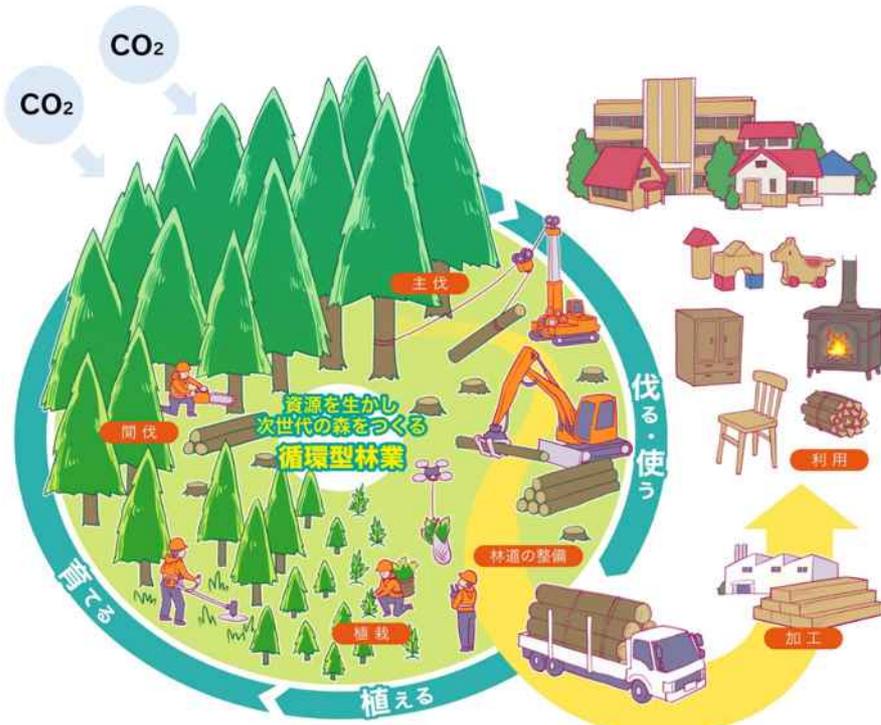
<木材の断熱効果>

また、愛知県では、戦後盛んに造林されたスギやヒノキの人工林の多くが利用期を迎えており、充実した森林資源を活用しながら若返りを図る循環利用を進めることが重要である。

このようなことから、建築をはじめ様々な分野において、県民の生活に潤いをもたらす、再生可能で地球環境に優しい木材の利用を進めていく。



林齢とは
植林してから経過した年数を「林齢」といい、例えば植えてから10年経過した森林のことを「10年生」といいます。



<「伐る・使う→植える→育てる」資源の循環利用>

第2 前計画期間における木材利用促進の取組

2022年度から2025年度までを計画期間とする前計画においては、県内における木材利用を促進するため、建築物の木造・木質化の推進、木造建築技術者の確保・育成、木材利用の普及啓発及び県産木材利用技術の開発などを中心に、様々な取組を実施した。

1 木造・木質化の推進

建築物の木造・木質化を推進するため、公共建築物での率先した木材利用や建築物を木造化する場合のコストや技術面等の調査、民間事業者への支援などに取り組んだ。

県の公共建築物においては、この4年間で木造・木質化で整備される建築物が増え、豊田加茂総合庁舎や春日井高等学校など比較的大きな規模の建築物でも部分木造を採用することで、多くの木材を利用することができた。民間建築物については、都市部を中心に木造・木質化された建物が増えてきているが、依然として、オフィス、商業施設などの民間非住宅建築物については、住宅に比べ木造化される割合が低く、木材利用の余地が大きい。さらに、4階建て以上の建築物になると、コスト、技術面が課題となり、木造で建築された事例はほとんど見られない。

これらの現状から、本計画では、企業等に対する木材利用の働きかけを積極的に行い、民間非住宅を含めた建築物の木造・木質化をさらに促進する。また、これまでの低層建築物に加え、多くの木材利用が見込まれる中大規模建築物の木造・木質化の実現に向けて、技術情報等の普及を行い、建築主や工務店、建設会社等の理解増進を図る。



春日井高等学校



豊田加茂総合庁舎（イメージ）



「非住宅木造建築物の建築士向けガイドブック」



啓発用パンフレット「非住宅木造建築物のすすめ」

2 木造建築技術者等の確保及び育成

建築主へ木造・木質化を提案できる技術者等を確保及び育成するため、木材利用や木造建築技術に関する研修会や専門講座を開催した。研修には、建築士、建設会社、学生及び行政職員が参加するなど、多くの技術者等に対して木造・木質化に関する知識、技術を普及することができた。また、木造・木質化に関する総合的な相談窓口「あいち木造・木質化サポートセンター」を設置し、建築主や建築士等が円滑に木材利用に取り組める環境を整備した。

本計画では、建築物の木造・木質化をさらに促進するため、継続的な研修の実施と内容の拡充を行い、中大規模建築物を含めた様々な木造建築を手掛ける技術者等の育成を行う。

3 木材利用の普及啓発

「木材利用促進の日（10月8日）」や「木材利用促進月間（10月）」を中心に県民向けイベント等を開催し、多くの県民、企業に対して木の良さ、木材利用の意義等の普及啓発を行った。また、県産木材を積極的に活用している優良企業に対して表彰を行うなど、民間企業等の木材利用に対する意欲向上に取り組んだ。

本計画では、引き続き、こうした取組を実施するとともに、積極的に企業向けのイベントに出展するなど、木材利用の普及啓発を行う。

4 県産木材利用技術の開発

県産木材を活用した新しい技術として、県産2×4（ツーバイフォー）材の施工実証や木質化キットの開発などを行い、県産木材の需要拡大に取り組んだ。

また、近年、森林資源の成熟により増加している大径材の利用を促進するため、県産横架材のサプライチェーンモデルの構築に取り組み、住宅等における県産横架材の普及に向けたコストや技術面の検証を行った。さらに、県産横架材に対する理解を深めるため、工務店、木材事業者向けの研修会を開催した。

本計画では、サプライチェーンの定着に向けて、生産・流通面等の課題解決に取り組む。



県産2×4



県産横架材

第3 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造・木質化の推進

県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が県内全域に広がることを目指し、木造・木質化を推進する。

(1) 県の公共建築物における木造・木質化の推進

公共建築物の整備において、民間建築物への波及効果を高めるため、コストや技術の面で木造化が困難であるもの、木造化になじまないものを除き、率先して木造化を推進する。

また、県民の目に触れる機会が多い箇所を中心に、内装等や備品の木質化を推進する。

<県の公共建築物の木造・木質化事例>



STATION Ai



愛知県立芸術大学彫刻専攻棟

(2) 民間非住宅建築物における木造・木質化の促進

非木造が大半を占める商業施設やオフィス等の非住宅分野での木造・木質化を促進する。

そのため、民間事業者等に対して、普及啓発イベントや事例集等による木材利用の働きかけを行うとともに、木材利用に対する支援等を行う。

<民間建築物の木造・木質化事例>



あつた nagAya



東海 EC 株式会社 本社ビル

また、建築物 LCA や SHK 制度など、カーボンニュートラルへの貢献を定量的に評価する取組において、建築物を木造・木質化した場合の環境負荷軽減効果を明示し、民間事業者等に対して木材利用の働きかけを行う。

さらに、木の良さを実感でき、PR 効果の高い建築物や木製品等を表彰し、木の魅力の発信や優れた使い方の普及を図る。

(3) 住宅における県産木材の利用促進

木材の用途の中では、住宅分野での利用量が最も多いことから、県産木材の需要拡大に向けて、住宅における利用を促進する。

特に、横架材など、主要構造部における大径材の活用を促進する。

(4) 木造・木質化に関する技術の普及

これまでの低層建築物に加え、中大規模建築物の木造・木質化に関する建築技術等の集約とその実現に向け、建築主、工務店及び建築会社等の理解増進を図る。

また、建築物の木造・木質化に関する総合的な相談窓口である「あいち木造・木質化サポートセンター」を拡充し、中大規模建築物の設計や材料調達などの相談ができるように体制を強化する。

(5) 木製備品の導入推進

県の管理する施設において、木製の机や椅子、書棚などの木製備品を積極的に導入する。

また、民間においても、木製備品が導入されるよう、事業者等に対して働きかけを行う。

<木製備品の導入事例>



パーティション



机・椅子等



パンフレットラック



賞状

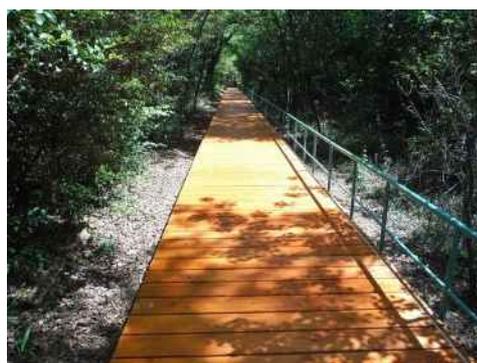
2 県の公共工事における木材の利用

公共工事において、木材に代替できる工事用資材については積極的に木質資材の利用を推進する。

<県の公共工事における木材の利用事例>



柵工、縁端処理工



木製デッキ

3 木造建築技術者等の確保及び育成

建築主等へ中大規模建築物を含めた様々な木造建築物や木質化を提案できる技術者等を確保及び育成するため、関係団体等と協働し、建築物の木造・木質化に関する知識、技術を習得するための研修等を実施する。



座学講義による専門講座



木造建築物の現地研修

4 木材の有効利用

伐採木のうち特に低質なものや製材加工の過程で発生する端材、住宅材料、家具等の廃棄物をチップ化することにより、再びパーティクルボードなどの製品や紙パルプの原料として使用したり、ペレットなどに加工して最終的に燃料として利用するなど、別の用途に再利用するカスケード（多段階）利用を促進する。

<木材のカスケード（多段階）利用例>



パーティクルボード



製材端材を利用した製紙用チップ



木材乾燥機の熱源となる
木くずボイラー

5 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く県民の関心と理解を深めるため、木材利用の意義やその効果について積極的に県民へ普及啓発を行う。特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間を中心に、関連団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、Web ページ等の各種媒体による情報発信を行う。

<木材利用 PR イベント>



県産木材を利用した木製品等展示



学生向け木造建築設計コンペ

6 県産木材利用技術の開発

幅広い利用者のニーズに合う、大径材を含む県産木材を活用した新しい技術や製品の開発を推進する。

また、木造建築物の維持管理に関する調査・分析を行い、効果的な手法等を明らかにする。

7 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第 15 条及び条例第 15 条第 2 項に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

(2) 建築物木材利用促進協定締結による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表するとともに、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行う。

また、協定の締結を促進するため、協定に即して実施された取組などについて、情報発信を行う。

第 4 木材の利用に関する目標

県の公共建築物	木造・木質化率 80% (2030 年度目標)
住宅を含む民間建築物等	木造化の促進 木造化が困難な建築物については、内装及び備品の木質化を促進

第5 県産木材の利用の促進及び供給に関する基本的事項

1 県産木材の優先利用

県内の森林資源を活用し、林業・木材産業の自立的発展を図るため、県産木材の利用を優先する。

県産木材以外の木材を利用する場合にあっては、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量が削減されるよう消費地からできる限り近接した地域の森林において生産された木材の優先的な利用に努める。

(1) 県における県産木材の利用

公共建築物、工事用資材及び備品等で利用する木材は、原則、県産木材とする。

(2) 民間等における県産木材の利用

住宅を含む建築物、備品等において、県産木材の優先利用を促進する。

2 県産木材の安定供給の促進

(1) 県産木材の生産の促進

森林施業の集約化や林内路網の整備による林業生産基盤の整備と、高性能林業機械の導入及び効率的な活用などにより木材生産体制の強化を促進する。



高性能林業機械による伐採木の搬出と造材



造材された丸太を土場へ集積



林道土場からトラック運搬

また、スマート林業技術を活用した県産木材の効率的な生産・流通体制が整備されるよう支援する。

あわせて、木材加工施設の整備等により乾燥材やJAS構造材など需要者が求める品質・規格に沿った製材品の安定供給体制が強化されるよう支援する。



大型製材工場



木材乾燥機



プレカット工場

(2) あいち認証材制度の活用

あいち認証材制度を普及し、県産木材の産地、生産から流通までの経路を明確にするとともに、この制度を活用した需要把握に努め、供給促進につなげる。

第6 県産木材の利用及び供給に関する目標

2030年度目標	県産木材の利用及び供給量	21.0万m ³ /年
----------	--------------	------------------------

※「食と緑の基本計画 2030」：目標 木材生産量 21.0万m³

第7 その他木材の利用の促進に関する必要な事項

1 市町村、関係団体等との連携

県又は市町村以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、市町村や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

また、市町村等に対して、木材利用に関する情報提供、技術的支援を行う。

2 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図る。

また、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮するなど、総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

さらに、備品や消耗品の調達においても、購入コストの他に、木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

こうした公共建築物で考慮すべき事項について、民間建築物においても普及を図る。

3 木材の利用の促進のための庁内連絡会議に関する事項

木材の利用に関して、県庁内関係局等の認識を深めるとともに、木材利用促進の方途について有効かつ適切な方策を協議するため、庁内に愛知県木材利用促進連絡会議を設置する。

4 計画期間等

本計画の計画期間は2026年度から2030年度までの5年間とする。

計画は、木材の利用の促進に関する施策の実施状況を踏まえて、適時、必要に応じて見直しを行う。

また、木材の利用の促進に関する施策の実施状況について、毎年、公表する。

<用語の解説>

(注1) この計画において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

「木質化」とは、内装等、備品及び工事用資材に木材を利用することをいう。

「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

「備品による木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、机、椅子、書棚等の木材を利用した備品を配置することをいう。

「工事用資材の木質化」とは、型枠や工事看板等、工事や建設のために必要な資材に木材を利用することをいう。

(注2) 「あいち認証材」とは、愛知県内で合法的に産出されたことを、愛知県産材認証機構の認定事業者が証明した素材、製材品、木製品のこと。

<愛知県産材認証機構の概要>

○設 立：2009年3月（事務局：（一社）愛知県木材組合連合会）

○構成員：（一社）愛知県木材組合連合会、愛知県森林組合連合会、
愛知県木材買方協同組合、愛知県木材市場連盟、
中日本合板工業組合



(注3) 「JAS 構造材」とは、日本農林規格（JAS）に適合した構造材のこと。寸法、材質、強度性能などの品質、また大きさや形状の規定が明確化されているため、木材の特性に「安心」、「信頼」が付与され、住宅等を問わず様々な場面での利用が進められている。



(注4) 「ウッド・チェンジ」とは、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指し、林野庁における木材利用拡大の取組の一環として、「ウッド・チェンジ」を合言葉に、国民運動として「木づかい運動」を展開している。

ウッド・チェンジ
ロゴマーク



木材利用の促進に関する基本計画

2026年4月1日策定

愛知県農林基盤局林務部林務課

あいちの木活用推進室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6884

メール：aichinokikatuyou@pref.aichi.lg.jp

URL：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/

